

海南省学校规模适正化基本方针

令和4年7月
海南省教育委员会

目 次

1	策定の趣旨	・・・	1
2	市立小・中学校の現状と今後の見通し	・・・	2
	(1) 児童生徒数及び学級数(特別支援学級を除く)の推移		
	(2) 学校規模(規模別学校数)の推移		
3	市立小・中学校の適正な学校規模	・・・	5
	(1) 適正な学校規模(特別支援学級を除く学級数)		
	(2) 適正配置に取り組む学校の範囲		
4	適正配置の進め方	・・・	7
	(1) 適正配置を図るための具体的方策		
	(2) 取組の優先度		
	(3) 主な取組		
	(4) 配慮すべき点		
5	適正配置に向けて取り組む上での留意点	・・・	9
	(1) 通学条件(通学距離・時間)への配慮		
	(2) 通学路の安全確保に関する対応		
	(3) 施設整備面での充実		
	(4) 児童生徒にとっての環境変化への対応		
	(5) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫		
	(6) 保護者や地域との協働による魅力ある学校づくり		
	(7) 地域の拠点機能の継承		

1 策定の趣旨

近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中、本市においても、児童生徒数は減少の一途を辿っており、小・中学校の小規模化が進行している状況にあります。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられていますが、少子化の進行などにより、学校が小規模であることに伴う課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されています。

このような状況を受け、文部科学省では、各市町村が学校統合の適否やその進め方、小規模校を存続させる場合の教育の充実策等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を平成27年1月に策定しました。

また、令和3年3月には、公立小学校の学級編制の標準が約40年ぶりに引き下げられ、同年4月から順次35人学級が導入されるなど、学校の適正規模や適正配置を取り巻く環境が大きく変化してきました。

海南市教育委員会(以下、「教育委員会」という。)では、これらの背景を踏まえ、学校規模の適正化について検討する必要があると考え、令和3年9月に「海南市立小中学校適正規模等審議会」(以下、「審議会」という。)を設置し、本市の小・中学校における適正な学校規模の基本的な考え方や適正配置を図るための具体的方策について諮問を行い、令和4年3月に答申を受けました。この審議会からの答申を踏まえ、次代を担う子供たちの「生きる力」を育む上で必要な教育環境の整備や教育内容の充実を図るため、ここに「海南市学校規模適正化基本方針」(以下、「本方針」という。)を策定します。

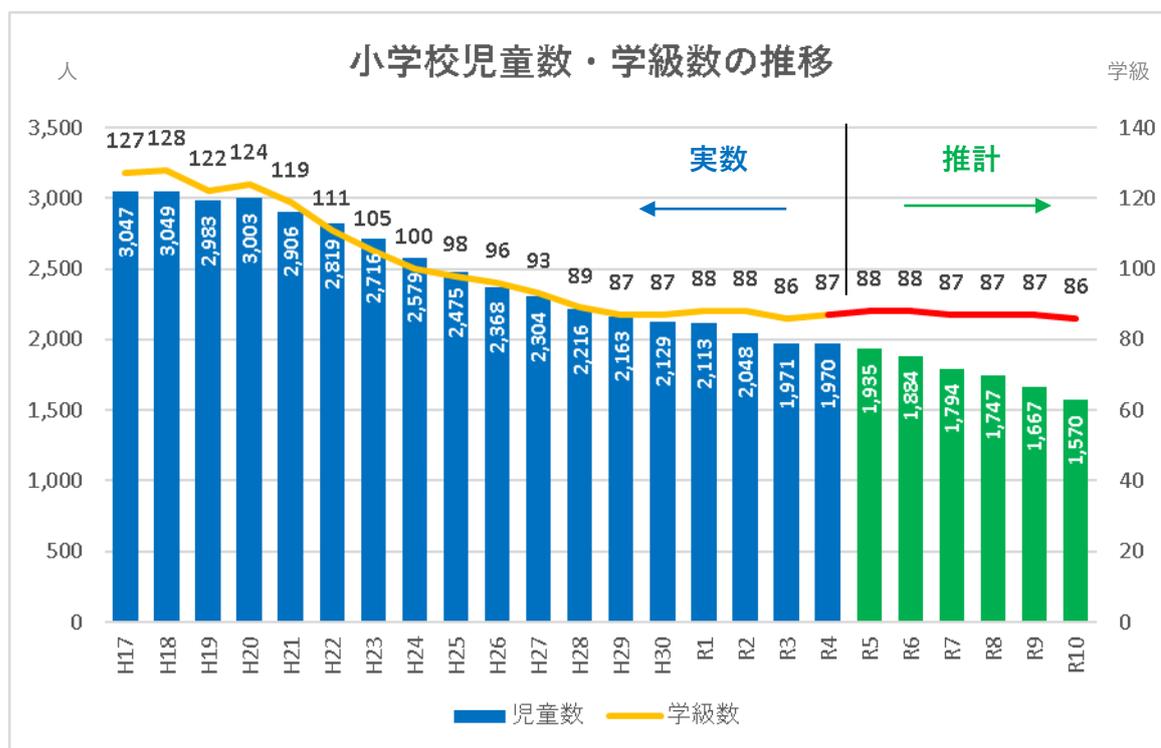
2 市立小・中学校の現状と今後の見通し

(1) 児童生徒数及び学級数（特別支援学級を除く）の推移

ア 小学校

小学校では、令和4年5月1日現在の児童数が1,970人と市町合併時（平成17年度）の3,047人と比較して約35%減少しており、出生数に基づく推計では今後も減少が続き、令和10年度には1,570人となる見込みです。

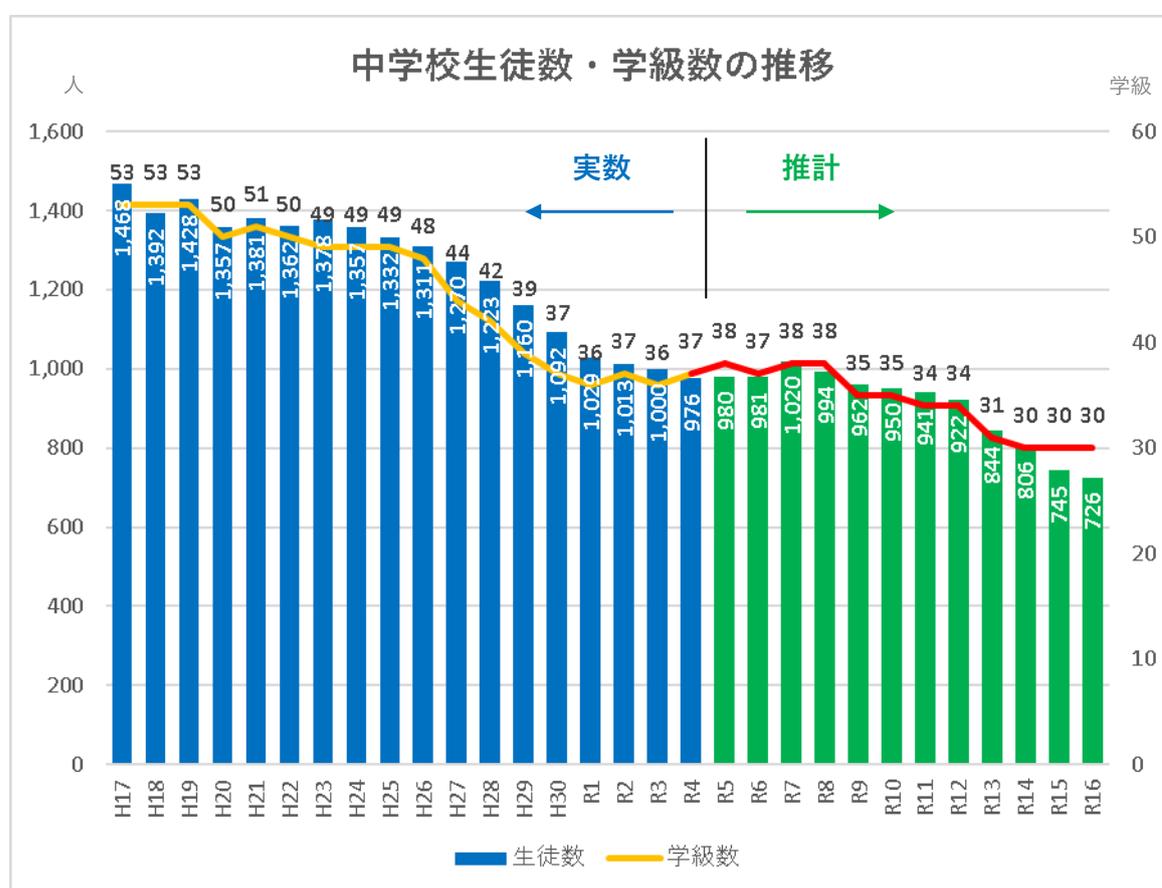
また、学級数については、旧下津町地域で小学校の統合に取り組んだ平成21年度から平成27年度にかけて約30学級が減少しましたが、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。現在、ほとんどの小学校が単学級（1学年1学級）となっていることから、統合が行われないうえ、今後も学級数は横ばい状態が続きますが、児童数の減少により学級規模（1学級当たりの児童数）の小規模化が進んでいきます。



イ 中学校

中学校では、令和4年5月1日現在の生徒数が976人と市町合併時（平成17年度）の1,468人と比較して約33%減少しています。今後、当面の間は横ばい状態が続きますが、令和13年度以降、急激に減少し、令和16年度には726人となる見込みです。

また、学級数については、生徒数の増減に合わせて変動しており、生徒数の推移と同様に、当面の間、横ばい状態が続いた後、令和13年度以降に減少に転じる見込みとなっています。



(2) 学校規模（規模別学校数）の推移

ア 小学校

小学校では、前述のとおり、平成21年度から平成27年度にかけて統合に取り組んだことで、「5学級以下」（複式学級が生じる規模）の学校は概ね解消されました。一方で児童数の減少に伴い、国が示す学校規模の標準である「12～18学級」の学校も減少し、今後も小規模化が進む見込みとなっています。

	H17	H22	H27	R2	R4	・・・	R10
5学級以下	5校	3校	1校	1校	1校	・・・	2校
6～11学級	6校	7校	9校	9校	8校	・・・	8校
12～18学級	5校	4校	2校	2校	3校	・・・	2校
合計	16校	14校	12校	12校	12校	・・・	12校

※分校を除く、R10は推計

イ 中学校

中学校では、国が示す学校規模の標準である「12～18学級」を満たす学校はありません。また、合併時にはほとんどの学校が「6～11学級」（概ね1学年2～3学級）の規模となっていました。近年は小規模化が進み、「5学級以下」（単学級の学年が生じる規模）の学校が増加しています。

	H17	H22	H27	R2	R4	・・・	R10	・・・	R16
5学級以下	1校	2校	1校	3校	2校	・・・	4校	・・・	4校
6～11学級	7校	6校	6校	4校	5校	・・・	3校	・・・	3校
12～18学級	0校	0校	0校	0校	0校	・・・	0校	・・・	0校
計	8校	8校	7校	7校	7校	・・・	7校	・・・	7校

※R10、R16は推計

3 市立小・中学校の適正な学校規模

(1) 適正な学校規模（特別支援学級を除く学級数）

「学校教育法施行規則」では、小・中学校ともに「12～18学級」を学校規模の標準と定められていますが、この標準は「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」とされています。

本市では、審議会からの答申を踏まえ、児童生徒の教育環境をより良くすることを第一に、適正な学校規模を以下のとおり定め、適正配置に取り組む際にはこの規模を目指すものとしします。

校種	適正規模	基本的な考え方
小学校	6学級以上 (1学年1学級以上)	多様な考えに触れながら学ぶことを可能にするためには、学級の中で複数のグループやペアを構成することができる規模が望ましい。
中学校	6学級以上 (1学年2学級以上)	中学校でより幅広く多様な人間関係の中で様々な学びや自己変革の機会を得ることができる環境としてクラス替えができる規模が望ましい。 免許外指導の解消など教員配置の観点においては、より大きな規模が望ましい。

なお、法改正が行われるなど基本的な考え方の前提となる事項が変更された場合や、海南市の小・中学校を取り巻く状況が大きく変化したときには、改めて検討する必要があります。

(2) 適正配置に取り組む学校の範囲

上記の学校規模を満たさない場合、「ア 適正配置の検討を行う学校」と「イ 適正配置を積極的に推進する学校」に区分し、適正配置に向けて取り組むこととします。

ア 適正配置の検討を行う学校

適正規模を下回る、または見込まれる場合には、保護者や学校・地域の関係者と検討・協議する体制を整備し、適正配置の検討を行います。

なお、適正配置を実現するためには一定の期間を要するため、適正規模を下回るかどうかは6年後に入学する児童生徒数の見込み*に基づいて判断します。

* 小学校入学者数は出生者数から、中学校入学者数は小学校入学者数から推計

イ 適正配置を積極的に推進する学校

小学校においては、同学年の人数が少なくなると複数のグループやペアを構成し、多様な考えに触れながら「主体的・対話的で深い学び」を実現することが難しくなります。よって、児童数が5人を下回る学年が生じている、または見込まれる場合には、適正配置を積極的に推進します。

中学校においては、小学校、中学校を通じて人間関係が9年間固定化されてしまうと幅広く多様な人間関係を得ることが難しくなります。よって、1つの小学校区で構成される学校(以下、「1小1中」という。)で、1学級のみの学年が生じている、または見込まれる場合には、適正配置を積極的に推進します。

4 適正配置の進め方

(1) 適正配置を図るための具体的方策

適正配置の手段としては「統合」、「通学区域の見直し」、「学校選択制の部分的導入」が挙げられますが、本市の小・中学校の実情を踏まえ、「統合」の方策を進めます。

(2) 取組の優先度

優先度	校種	基準
高	小学校	同学年の人数が5人を下回る場合
	中学校	1小1中で1学級の学年が生じている場合
中	小学校	6年以内に、同学年の人数が5人を下回る見込みの場合
	中学校	6年以内に、1小1中で1学級の学年が生じる見込みの場合
低	小学校	6学級以上(1学年1学級以上)という適正規模を下回る場合、または6年以内に下回る見込みの場合
	中学校	6学級以上(1学年2学級以上)という適正規模を下回る場合、または6年以内に下回る見込みの場合

(3) 主な取組

- ・当該校の学校運営協議会、保護者(在校生や今後入学予定の児童生徒の保護者)、地域住民等に現状説明や意見交換を行い、適正配置に向けた意見集約を行います。
- ・教育委員会において現状分析を行い、適正配置の実施計画(案)を作成します。
- ・関係校の職員や保護者、地域住民で組織する推進協議会を設置し、適正配置に向けた具体的な協議を進めます。

(4) 配慮すべき点

- ・ 小学校の適正配置を検討する際に、その中学校区に適正配置の検討を行う別の小学校がある場合には、その小学校についても協議します。
- ・ 適正配置に伴い適切な通学手段を確保できない場合や、過去に統合等の経過があり性急に再度の統合等を行うことが児童生徒や保護者にとって過度な負担になると考えられる場合など、適正配置を進めることが困難な場合には、小規模校のまま存続させることも合わせて検討します。
- ・ 小規模校を存続させる場合には、小規模校のメリットを最大限生かす方策やデメリットの解消・緩和策について、その時点において取り得るあらゆる方策を検討し、必要な対応策を適切に講じます。

5 適正配置に向けて取り組む上での留意点

適正配置に向けての検討事項は下記のとおりとします。

(1) 通学条件（通学距離・時間）への配慮

- 統合等により通学距離が長くなることについては、現状の市内各学校の通学路と徒歩通学や自転車通学の状況も踏まえて、スクールバスや公共交通機関の活用も考慮するなど、おおむね通学時間が1時間を超えないよう配慮し通学の安全と学校生活の時間を確保すること。
- 統合等に伴い、学校の位置を決定するに当たっては、施設の老朽度等を勘察しつつ、通学にかかる児童生徒の負担や安全面等に配慮し、適切な位置に決定すること。

(2) 通学路の安全確保に関する対応

- 統合等に伴い新たに通学路を設定する際には、学校及び保護者、地域と十分協議・点検を行った上で安全な経路を設定するとともに、定期的な安全点検を実施し、要注意箇所 の把握・周知を徹底すること。
- 地域と連携し、統合後の校区全体で児童生徒の登下校を見守る体制を整備すること。
- 必要に応じて、道路管理部局や警察等と連携し、スクールゾーンの再設定を行うとともに、カーブミラー、街灯、横断歩道や信号機等の整備を行うこと。

(3) 施設整備面での充実

- 統合等に伴い校舎を新築する場合は、バリアフリー化やICT機器の整備など、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現を図ること。
- 統合等により廃止される学校についても、統合までの間は必要な整備を行うこと。

(4) 児童生徒にとっての環境変化への対応

- 統合等に伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化することから、児童生徒の不安等を軽減し、新たな学校生活に円滑に移行できるよう、以下に示す取組等を検討すること。

- ①統合等に先立って、学校行事等において関係校の児童生徒同士の交流を行う
 - ②統合等に先立って、学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について関係校間で調整を行う
 - ③統合先の学校における教員の配置については十分に配慮するとともに、必要に応じて教員の加配を行う
 - ④児童生徒が活躍できるような機会を設定する
 - ⑤児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施する
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、統合等の前後で一貫した支援等を行うため、「個別の教育支援計画」等を確実に引き継ぐなど、一層きめ細かな配慮を心がけること。

(5) 地域との関係の希薄化を防ぐ工夫

- 統合等に伴い地域から学校がなくなることにより、学校や児童生徒と地域との関係が希薄化しないよう、各地区の行事と連携した学校行事を計画するなど地域に密着した学校運営に取り組むこと。
- 各地区のニーズを学校運営に反映できるよう、PTA役員や学校運営協議会委員を各地区から選出するなどの工夫を検討すること。

(6) 保護者や地域との協働による魅力ある学校づくり

- 統合等は教育活動や学校運営の在り方を変える大きな契機となることから、統合等に当たっては、教育委員会と学校、保護者、地域が一体となって地域の特色を生かした魅力ある学校づくりについて協議する場を設けること。

(7) 地域の拠点機能の継承

- 統合等により廃校となる学校施設の活用については、地域の意見や要望を十分に聞いた上で、迅速かつ慎重に活用方法を検討すること。